

一般社団法人 旭川市医師会定款

目 次

- 第1章 総 則（第1条－第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条－第4条）
- 第3章 会 員（第5条－第14条）
- 第4章 会員総会（第15条－第26条）
- 第5章 役 員（第27条－第38条）
- 第6章 理事会（第39条－第43条）
- 第7章 裁定委員会（第44条－第50条）
- 第8章 団体契約及び意見表明（第51条－第52条）
- 第9章 資産及び会計（第53条－第59条）
- 第10章 定款の変更及び解散（第60条－第61条）
- 第11章 事務局（第62条）
- 第12章 雜 則（第63条－第66条）

附 則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、一般社団法人旭川市医師会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を北海道旭川市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本会は、日本医師会及び北海道医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって国民の健康と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医師の生涯研修に関する事項
- (3) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (4) 地域医療の推進発展に関する事項
- (5) 地域保健の向上に関する事項

- (6) 保険医療の充実に関する事項
- (7) 医業経営の改善に関する事項
- (8) 会員の福祉に関する事項
- (9) 会員相互の連絡調整に関する事項
- (10) 旭川市医師会看護専門学校の設置運営に関する事項
- (11) 旭川市医師会健康管理診療所の設置運営に関する事項
- (12) その他本会の目的を達成するため必要な事項

2 前項の事業は、旭川市において行うものとする。

第3章 会員

(構成)

第5条 本会は、次条及び第7条の規定により入会した会員をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格)

第6条 会員は、旭川市において就業所又は住居を有し、本会の目的及び事業に賛同した医師とする。

2 会員は、同時に北海道医師会及び日本医師会の会員となることができる。

(入会及び異動)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、その届出事項に変更を生じた場合は、前項と同様に、届出をしなければならない。

3 本会を除名された者で再入会しようとするものについて、裁判委員会の調査及び報告を経て、会長がその再入会を承認することができる。

(任意退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、第13条1項(会員の制裁)の制裁を検討している会員からの退会の届出の受理を保留し、同条項に基づく制裁を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(入会金、会費及び負担金)

第9条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を支払う義務を負う。

2 入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、会員総会で定める。

(会員の本務)

第10条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するようにしなければならない。

(表 彰)

第11条 本会のために著しい功労のあった者に対して、別に定めるところにより表彰することができる。

(弔慰及び見舞)

第12条 会員の不幸、災害に際し、別に定めるところにより弔慰及び見舞をすることができる。

(会員の制裁)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員に対して制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉を毀損したとき。
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の制裁は、戒告又は除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、会員総会の決議を経て行う。

5 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ会員総会で弁明の機会を与えなければならない。

6 第3項又は第4項の規定により戒告又は除名の制裁をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知しなければならない。

7 裁定委員会は、第1項の規定による制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について調査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第14条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が任意退会又は死亡したとき。
- (4) 第13条(会員の制裁)の規定に基づく除名処分を受けたとき。

第4章 会員総会

(構 成)

第15条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第16条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金、会費及び負担金
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 定款施行規則の変更
 - (8) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) 解散及び残余財産の処分
 - (10) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 会長は、会員総会において、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第55条第2項に定める事業計画書及び収支予算書
 - (2) 第56条第2項に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告

（開 催）

第17条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

- 2 定時会員総会は、毎年度6月に1回開催する。
- 3 臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第18条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員総会を招集するには、開催の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の2週間前までに会員に発しなければならない。
- 3 すべての会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時会員総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時会員総会の招集の通知を発しなければならない。

（議長及び副議長の選任）

第19条 会員総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、別に定めるところにより、本会会員の中から、会員総会の決議によって選任する。
- 3 議長及び副議長の任期は、第34条1項（役員の任期）の規定を準用する。

（議長及び副議長の職務）

第20条 会員総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長及び副議長の後任者の選定)

第21条 議長及び副議長が欠けたときは、会員総会において、会員の中から、その後任者を選定しなければならない。

2 後任の議長及び副議長の任期は、前任者の任期の満了する日までとする。

(議決権)

第22条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(会員総会への出席発言)

第24条 役員は、会員総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、法令で定める場合には、この限りでない。

(会員総会の議事規則)

第25条 会員総会の議事に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に定める。

(議事録)

第26条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第27条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上19名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち会長を1名、副会長を3名とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 副会長3名をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、本会会員の中から、会員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の補欠の選任)

第29条 役員が任期途中で退任したときは、補欠の選任を行うことができる。

2 前項により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する日までとする。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第30条 本会が所有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(役員の解任)

第31条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議により、本会の業務を分担執行する。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の親族等割合の制限)

第35条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の報酬等)

第36条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員の責任免除)

第37条 本会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第38条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問は、会員総会の決議によって解任することができる。

5 顧問の報酬は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成及び招集)

第39条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があった場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会の議事規則)

第42条 理事会の議事規則は、別に定める。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第7章 裁定委員会

(構成)

第44条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、7名の裁定委員をもって構成する。

(裁定委員の選任)

第45条 裁定委員は、別に定めるところにより、本会会員の中から、会員総会の決議によって選任する。

(裁定委員の任期)

第46条 裁定委員の任期は、第34条1項（役員の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁判委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁判委員の兼職禁止)

第47条 裁判委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁判に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する調査)

第48条 裁判委員会は、次の各号に掲げる事項について、会長から付託を受けて、調査を行い、報告する。

- (1) 第7条3項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第13条(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の調査を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第49条 裁判委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁判委員会に関する規則)

第50条 裁判委員会に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に定める。

第8章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第51条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第52条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第9章 資産及び会計

(本会の経費)

第53条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第55条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、会員総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第56条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定時会員総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

- 第57条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

- 第58条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

- 第59条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第60条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第61条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第11章 事務局

(事務局)

- 第62条 本会に、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
 - 4 本会の事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 雜 則

(残余財産の帰属)

第63条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款施行規則)

第64条 定款の施行に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に規則で定める。

(公 告)

第65条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、北海道において発行する北海道新聞に掲載する方法による。

(委 任)

第66条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

- 2 この法人の最初の会長は山下裕久、副会長は上村利彦、原田一道、加藤淳一、理事は井原真都、大場淳一、大橋伸也、小野寺信男、小原敦史、川嶋栄司、木村 隆、坂上晃一、住田臣造、滝山義之、土田 晃、中島康雄、橋本和季、橋本喜夫、丸山純一、監事は齊藤 徹、中西欽也とする。

(経過措置)

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第54条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（会員総会の議長及び副議長に関する経過措置）

- 4 この定款施行の際、現に会員総会の議長及び副議長の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、会員総会において、それぞれ選任されたものとみなす。

一般社団法人 旭川市医師会定款施行規則

目 次

第1章	総 則（第1条）
第2章	会 員（第2条－第6条）
第3章	会費、負担金及び入会金（第7条－第11条）
第4章	会務運営（第12条）
第5章	会員総会（第13条－第14条）
第6章	選挙及び選挙管理委員会（第15条－第40条）
第7章	理事会（第41条－第43条）
第8章	班（第44条－第48条）
第9章	委員会及び部会（第49条－第57条）
第10章	役員等の費用弁償（第58条）
第11章	職 員（第59条）
第12章	疑義事項（第60条）
第13章	変 更（第61条）
附 則	

第1章 総 則

（総 則）

第1条 この規則は、一般社団法人旭川市医師会定款（以下「定款」という。）第64条によりこれを定める。

第2章 会 員

（入会の手続）

第2条 定款第7条による入会申込書は、別記様式第1号による。

（会員の種別）

第3条 定款第6条に基づく会員の種別を次のとおりとする。

（1） A 会 員

- ① A1（個人が開設した病院又は診療所の管理者である医師）
- ② A2（医療法人が開設した病院又は診療所の開設者若しくは管理者である医師）
- ③ A3（開設者若しくは管理者が医師でない病院又は診療所において、医科診療に係る管理者に準ずる医師）

（2） B 会 員

- ① B1（A会員以外の病院又は診療所の管理者である医師）
- ② B2（A会員及びB1会員以外の医師）

（3） C 会 員

理事会で承認された医師

(退会及び変更届出)

第4条 定款第7条第2項及び第8条による退会及び変更の届出様式は、別記様式第2号及び第3号による。

(入退会の拒否)

第5条 会長は、定款第7条及び第8条により所定の手続を経て、入会又は退会の届出を受けたときは、故なくこれを拒否することはできない。

(会員台帳の作成)

第6条 理事会は、毎年4月1日現在をもって会員台帳を作成するものとする。

第3章 会費、負担金及び入会金

(会 費)

第7条 定款第9条に基づく会費は、会員定額会費、会員定率会費及び官公立事業所会費とし、その額は、別表による。

(会費の減免)

第8条 下記に該当する会員に対しては、理事会の決議を経て、会員定額会費を減免することができる。

- (1) 疾病負傷のため診療休止6箇月以上になる者・・・・全免
- (2) 年齢75歳以上で、通算会員年数20年以上の者・・・全免
- (3) 年齢80歳以上の者・・・・・・・・・・・・全免
- (4) 理事会が特に認めた者

(開業時特別会費)

第9条 本会会員で、新たに病院及び診療所を開設する者は、開業時特別会費を納入しなければならない。

2 開業時特別会費規程は、別に定める。

(負担金)

第10条 負担金賦課の必要が生じたときは、会員総会の決議を経て、徴収することができる。

(入会金)

第11条 入会金は、会員総会の決議を経て、徴収することができる。

第4章 会務運営

(各部の設置及び運営)

第12条 定款第4条の事業を行うため、本会に各部を置き、それぞれ理事が分担する。

- 2 各部の設置については、必要に応じて会長が定める。
- 3 各部に部長及び副部長を置き、会長がこれを任命する。

第5章 会員総会

(委任状)

第13条 定款第23条第3項による委任状の様式は別記様式第4号とする。

(仮議長)

第14条 会員総会の議長及び副議長が未決定の場合、又は議長及び副議長が共に事故あるときは、出席会員の最年長者が仮議長となり、その職務を行う。

第6章 選挙及び選挙管理委員会

(役員等の選任)

第15条 定款第19条、第28条、第45条による役員等の選任は、この章の定めるところによる。

(役員等の選任方法)

第16条 役員等の選任の方法は、事前に会員による役員候補者の選挙を行い、その選挙結果をもって、定款第16条第1項第3号の議案とする。

- 2 役員等を選任する議案の決議に際しては、議長は賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 3 役員候補者の数がその定数を超えないときは、投票を行わないで、議長が当該役員候補者をもって当選者とすることができる。
- 4 委任状による投票は認めない。

(役員等の任期の起算)

第17条 役員等の任期の起算は、その選挙が行われた年の定時会員総会の終結の時からとする。

(役員候補者選挙の定数等)

第18条 役員候補者の定数は、定款第27条に基づき、理事（会長候補者）1名、理事（副会長候補者）3名、理事候補者15名以内、監事候補者2名以内とする。

- 2 前項の候補者のうち、理事（副会長）候補者はA会員2名、B会員1名とし、理事候補者15名以内の中には、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、旭川医療センター及び市立旭川病院の各病院長が推薦する自病院勤務会員各々1名並びに北海道病院協会旭川支部長が推薦するA会員1名を含むものとする。
- 3 前項による旭川赤十字病院、旭川厚生病院、旭川医療センター及び市立旭川病院の各病院長が推薦する自病院勤務会員各々1名並びに北海道病院協会旭川支部長が推薦するA会員1名の計5名については、定款施行規則第16条第1項に基づく役員候補者の選挙を行わず役員候補者とする。

(役員候補者選挙期日の決定)

第19条 役員候補者の選挙は、役員改選の年の4月末までに行わなければならない。

2 会長は、役員候補者の選挙を行うときは、理事会の決議を経て、選挙期日、投票所及び投票所の開閉時刻を決定し、その選挙期日前30日までに選挙する役員候補者等の種類及びその数、立候補届出締切日時を決定しなければならない。

第1節 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の構成)

第20条 会長は、前条の決定と同時に選挙管理委員会委員若干名を指名する。ただし、役員、候補者及び推薦者は、選挙管理委員会委員となることができない。

2 選挙管理委員会委員は、選挙管理委員会を組織し、互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

(選挙管理委員会の任務)

第21条 選挙管理委員会は第15条の選挙に関する一切の業務を管理する。

2 選挙管理委員会は、第36条及び第37条に規定する業務の終了後に解散する。

(選挙期日前の告示)

第22条 選挙管理委員会は、第19条の決定により選挙期日前30日までに投票日、投票所及び投票所の開閉時刻を告示し、会員に通知しなければならない。

第2節 選 挙

(立候補の届出)

第23条 立候補者は、本人の立候補届出又は会員の推薦届出により資格を得るものとする。この場合において、立候補者を推薦しようとする者は、被推薦者の承諾書を添付しなければならない。

2 前項の届け出は、選挙管理委員会委員長に選挙期日前14日の17時までに行うものとする。

3 立候補者の推薦者は、1名とする。

4 届け出は、別に定める様式に従い文書をもって提出する。ただし、郵送は認めない。

(立候補の辞退及び推薦取下げ)

第24条 立候補者が翻意して立候補をやめる場合、又は推薦者が立候補者の承諾を得て推薦届出を取り下げる場合は、選挙管理委員会委員長に届け出なければならない。

2 前項の届け出は、選挙期日前8日の17時までとする。

3 届け出は、別に定める様式に従い文書をもって提出する。ただし、郵送は認めない。

(立候補者名簿等の作成)

第25条 選挙管理委員会は、抽選により順位を定め立候補者一覧表を作成し、選挙期日前5日までに会員に通知し、選挙当日投票所に掲示しなければならない。

2 立候補者は、選挙管理委員会に対し、自身の経歴、所信を記載した文書を、立候補者一覧表とともに配布するよう申し出ることができる。

3 前項の場合、立候補者は、選挙管理委員会が指定した用紙を用いて、選挙管理委員会委

員長に選挙期日前14日の17時までに、提出しなければならない。

4 選挙管理委員会は、第2項の申し出があったときは、立候補者一覧表とともに会員に送付する。

5 立候補者は、前項の文書中に、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なうような文言を記載してはならない。

(選挙立会人及び開票管理人)

第26条 選挙管理委員会委員長は、会員の中から選挙立会人及び開票管理人若干名を指名し、選挙当日投票所に掲示しなければならなければならない。

2 選挙立会人は、厳正に選挙が執行されるよう、投票及び開票に立ち会わなければならぬ。

3 開票管理人は、開票に関する業務を管理しなければならない。

(投票)

第27条 投票は、会員自ら投票しなければならない。

2 投票は、1人1票で無記名とし、選挙すべき役員候補者等の定数に応じ、単記又は完全連記によるものとする。

3 連記投票は、記号又はそれに準ずる方法によることができる。

(投票用紙)

第28条 投票用紙は、選挙管理委員会が準備したものを使用する。

2 選挙管理委員会は、会員に投票所入場券を送付する。

3 会員は、投票所で投票所入場券と交換に投票用紙を受け取り、投票しなければならない。

(投票の執行)

第29条 投票の執行は、第21条第1項に基づき行う。

2 投票は、投票日に投票所で投票によって行う。

3 投票日前2日間は、旭川市医師会事務局において、不在者投票を行うことができる。

4 不在者投票の管理は、選挙管理委員会の指導のもとに、旭川市医師会事務局長が行うものとする。

5 開票は、投票所の閉鎖後選挙立会人及び開票管理人の立会いのもと、速やかに行わなければならない。

(投票の効力)

第30条 投票の効力は、選挙立会人及び開票管理人の意見を聞き、選挙管理委員会が決定する。

(無効投票)

第31条 次の投票は、無効とする。

(1) 選挙管理委員会が準備した用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 候補者の氏名を確認し難いもの

(4) 定数に満たない記載又は定数を超えた記載のもの

(役員候補者の決定)

第32条 投票の結果、有効投票の多数を得た者を役員候補者とする。

2 得票が同数の場合は、選挙管理委員会委員長による抽選により役員候補者を決める。

(無投票選挙)

第33条 立候補者の数が定数を超えないときは、投票を行わないで立候補者をもって役員候補者とする。

(会長への報告)

第34条 選挙管理委員会委員長は、選挙結果を直ちに会長に報告しなければならない。

(会員への報告)

第35条 選挙管理委員会委員長は、選挙結果を会員に報告しなければならない。

(異議の申立)

第36条 選挙の効力に関して異議がある選挙人又は立候補者は、選挙日より14日以内に選挙管理委員会に異議の申立てをすることができる。

(役員候補者の繰り上げ補充)

第37条 選挙日より30日以内に限り役員候補者が辞任又は死亡したときは、得票数の次位の者を順次繰り上げ役員候補者とすることができます。ただし、会長の場合は、定款第29条第1項の規定による。

(役員の補充選挙)

第38条 定款第29条第1項の規定による役員の補充選挙に現職の役員が立候補する場合は、その役職を辞任するものとする。この際、選挙期日告示前3日までに辞任した場合は、辞任とともになう欠員の補充選挙を同時にを行うことができる。

(会員総会の議長及び副議長の選挙)

第39条 定款第19条第2項及び第21条による会員総会の議長及び副議長の選挙は、役員選挙の方法を準用する。

(裁判委員の選挙)

第40条 定款第45条による裁判委員の選挙は、役員選挙の方法を準用する。

第7章 理事会

(理事会への出席発言)

第41条 会長が必要と認めたときは、理事会に、顧問、会員総会議長・副議長、北海道医師会役員等(旭川市医師会会員)及び必要と認めた会員の出席を求め、意見を聞くことができる。ただし、表決に加わることはできない。

(北海道医師会代議員及び予備代議員の選出)

第42条 北海道医師会代議員及び予備代議員の選出は、役員の中から会長の指名によるものとする。

(理事会議事規則)

第43条 定款第42条に基づく理事会の議事規則は、第9条を除き、会員総会のそれを準用する。

この場合において「会員総会」及び「会員」は、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第8章 班

(班の設置)

第44条 会長は、本会の運営を円滑に行うために、班を設置しなければならない。

(班の任務)

第45条 班は、本会の組織単位とし、本会の運営及び各区域における活動を円滑に行うものとする。

(班の編成)

第46条 班は、理事会の承認を経て、本会の地域を分割して編成される。

- 2 会員は、何れかの班に所属しなければならない。
- 3 会員は、就業所の移転・変更等により、所属すべき班に異動を生じた場合には、すみやかに所属の班を変更しなければならない。

(班長の選出等)

第47条 各班は、所属会員の互選により班長1名、副班長1名を選出し、会長が委嘱する。

- 2 班長、副班長の任期は、役員の任期と同じくする。
- 3 班長、副班長は再任を妨げない。
- 4 班長、副班長に欠員が生じたときは、速やかに後任を選出するものとする。

(班長、副班長の任務)

第48条 班長は、班を代表し、班の運営を円滑にするように努めなければならない。

- 2 班長は、班会議を招集し、所属会員の会務に対する意見を把握し、会務が円滑に遂行されるように努めなければならない。
- 3 班長は、会長が招集する会議に出席して、会務に関する報告を受けるとともに、所属会員の意見を述べることができる。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長が欠けたとき又は班長に事故があるときは、班長の職務を代行する。

第9章 委員会及び部会

第1節 委員会

(委員会の設置)

第49条 会長又は理事会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

(委員会の任務)

第50条 委員会は、会長から付議された事項又は会務の運営上必要な事項について調査研究、企画立案及び審議の上、その結果を会長に報告し、必要に応じて会長の指示を受けて会務の執行を補助する。

(委員会の構成等)

第51条 委員会は、委員若干名をもって構成し、会長が理事会の決議を経て委嘱する。

- 2 委員の任期は、役員の任期内とする。
- 3 委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を選出する。
- 4 委員長は、委員会を主宰し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の決議等)

第52条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は委員長が決める。

(委員会の運営)

第53条 委員会は、理事会の承認を経て、その運営に関する規程を別に定めることができる。

ただし、理事会があらかじめ当該委員会に関する規程を定めている場合は、この限りでない。

- 2 会長は、理事1名以上を委員会に当らせるものとする。

第2節 部 会

(部会の設置)

第54条 会長又は理事会は、特に必要があると認める場合には、部会を設置することができる。

(部会の任務)

第55条 部会は、本会の事業を推進し、医学医術の研究、医業経営の改善及び会員の親睦をはかるものとする。

(部会の構成等)

第56条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 会長は、理事会の決議を経て、部会長及び副部会長を任命する。
- 3 部会は、部会員の互選により幹事若干名を選出し、会長が委嘱する。
- 4 部会長、副部会長及び幹事の任期は、役員の任期内とする。
- 5 部会長は、部会を主宰し、これを代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 幹事は、会務を分掌する。

(部会の運営)

第57条 部会は、理事会の承認を経て、その運営に関する規程を別に定める。

第10章 役員等の費用弁償

(役員等の費用弁償)

第58条 定款第36条に基づく役員等の報酬及び費用の弁償は、別に定めた規程による。

2 役員以外の会員に費用の弁償の必要が生じた場合は、理事会が決める。

第11章 職 員

(職 員)

第59条 本会の職員の任免、給与、分限及び執務に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 疑義事項

(疑義事項)

第60条 本施行規則に定めるもののほか、本会の運営及び業務の執行に際し疑義を生じた事項は、理事会がこれの解明に当たり必要な措置をとる。

第13章 変 更

(施行規則の変更)

第61条 本施行規則の変更は、会員総会の決議を経なければならない。

附 則

1. 平成26年6月25日開催の定時会員総会にて第18条第2項を一部改正する。

(役員候補者選挙の定数等に関する経過措置)

平成26年6月25日開催の定時会員総会において議決された、第18条第2項の定数等に関する変更については、平成27年6月開催の定時会員総会終結時を始期とする役員選挙から適用する。

2. 平成27年6月24日開催の定時会員総会にて第42条を一部改正する。

3. 令和2年6月18日開催の定時会員総会にて第25条を一部改正する。

4. 令和3年6月17日開催の定時会員総会にて第18条を一部改正する。